

視聴覚障害学生のための教育・住環境を考える

—現状・問題点の調査結果報告—

水野りか

1. 序 論

平成12年度は、工学部社会開発工学科に肢体不自由な学生が入学したことを契機に、身体障害者の高等教育の現状を調査・概観するとともに、肢体不自由者がキャンパス内外で学業生活・日常生活をおくる上での問題点の調査を行い、その結果と、彼らの生活を援助するための情報をインターネットで提供する試みについて報告した(水野, 2001)。

平成13年度は引き続き、視聴覚に障害のある学生の同様の問題点について調査した。本研究ではその調査結果を報告するとともに、視聴覚障害学生のための教育・住環境のあり方について論じる。

2. 視聴覚障害とは

2.1 視覚障害の定義

学生に視覚障害と言うと、多くの場合、全く何も見えない暗闇に包まれているようなイメージを抱く。しかし、実際は、全く何も見えないケースはごくまれであり、また、視力だけでなく、視野に問題がある場合も多い。

視力は一般に、H. スネレンの視力表で測定される。この視力表は、正常視力者が60m離れても見えるものを、何m離れて見えるか、という原理に基づくもので、それが60m離れて見えるなら60m/60mで視力は1.0、30mまで近づかないと見えないなら30m/60mで視力は0.5、6mまで近づかないと見えないなら6m/60mで視力は0.1ということになる。

視野は、中心視力だけの場合、周縁視力だけの場合、全体に視野が曇っている場合など、様々である。中心視力だけの場合、視力がよければ本などは読むことができるが、歩き回るのは不自由である。周縁視力だけの場合は、本を読むのは困難だが、歩き回ることとは比較的簡単にできる。全体に曇っている場合は、いずれも難しい。

視覚障害は、この双方で定義され、全盲とは、矯正後の視力が0.05未満、または、周縁視野の角度が20度未満の場合、半盲もしくは弱視とは、矯正後の視力が0.05以上0.1未満の場合と定義される(福祉士養成講座編集委員会, 1989)。

2.2 聴覚障害

聴覚障害も、聞こえる音の大きさだけで定義されるわけではなく、その強弱(振幅: dB)と高低(周波数: Hz)の2つで定義される。

正常者の可聴閾値は、0 dB、20～20000Hzで、一般の会話音は50～60dB、250～4000Hzである。周波数の可聴閾は会話が聞き取れるか否かを決定する重要な要因の1つで、例えば、老人性難聴では、周波数の大きい音が聞き取りにくくなる。そのため、音が小さい場合だけでなく、高い音、子音などが聞き取りにくく、早口の会話が理解しづらいといったことが起こる。そのため、ただ単に音を大きくする補聴器をつけてもうるさがられ、嫌がられる場合が多い。補聴器も、音の強弱と高低の双方の可聴閾にあったものにする必要があるのである。

オーディオ・メータは、様々な振幅と周波数の音を出し、それが聞こえるか否かで聴力を測定するものである。障害の程度は、その測定の結果判定された平均聴力損失が40dB以下で、普通の会話を完全に聞き取るのが困難な場合が軽度、同損失が41dBより大きく70dB以下で、会話の音は聞こえるが意味がわからない場合が中度、同損失が71dBより大きく95dB以下で、大きな声の会話でも音は聞こえるが意味がわからない場合が重度、同損失が95dBより大きく、大きな声すら聞こえない場合が最重度と定義される（福祉士養成講座編集委員会、1989）。

3. 大学への入学状況

3.1 総数

厚生省の身体障害者・身体障害児実態調査が行われたのが平成8年であるため、データが昨年の報告（水野、2001）と重複するが、この調査結果によれば、平成8年度の時点でこれから大学に入学する18歳未満の身体障害児総数は81,600人で、うち、視覚障害は5,600人（6.9%）、聴覚・言語障害は16,400人（20.1%）であった（厚生省、1999）。

3.2 大学への受け入れ

3.2.1 受験可否

平成11年の大学への障害者の受け入れ状況に関する調査では、全国623校の4年生大学と、7つの大学校（文部科学省所管外）の計630校に調査用紙が郵送され、544校（86.35%）から回答が得られた（わかこま自立生活情報室、2000）。そのうちの、視覚障害学生、聴覚障害学生各々の受験可否に関する集計結果はFig. 1に示す通りで、聴覚障害学生の受験可能校の方がわずかながら多い。ただし、受験可とした大学でも、入学試験時に、拡大・点訳、手話通訳等の配慮をすると回答した大学数は、視覚障害・聴覚障害に対して、ともに177校に過ぎず、それ以外は、健常者と同じ条件で受験できなければ、受験は不可能だったと考えなくてはならない。

3.2.2 受験者数

これについては、個々の大学の受験者数データが入手できなかったもので、大学入試センター試験の受験者数を報告する。大学入試センターは、受験時に様々な配慮を行っており、しかも、その配慮は年々充実している。しかし受験者数は、平成8年度は視覚障害者が44名、聴覚障害者が104名、平成11年度は視覚障害者が20名、聴覚障害者が143名で、聴覚障害者の受験者数の伸びは著しいが、視覚障害者に関してはほぼ横ばいである。

3.2.3 入学者数と在学者数

最新のデータが入手困難なためこれも昨年の報告と重複するが、昭和54年の大学・短大へ

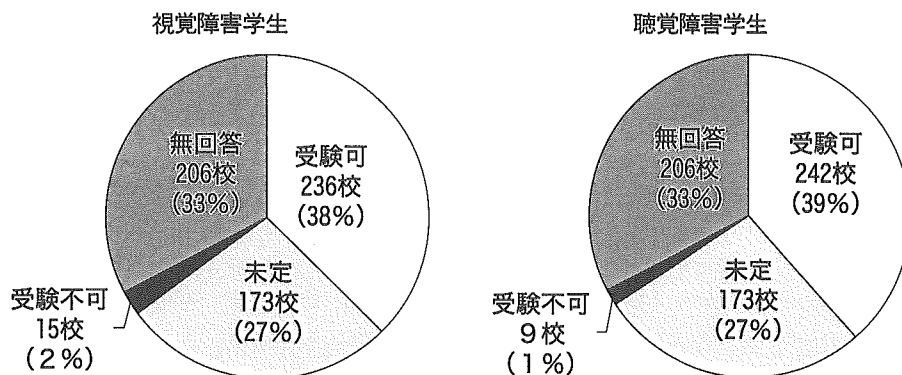


Fig. 1 視聴覚障害学生の大学への受け入れ状況（わかこま自立生活情報室，2000）

の総入学者数は、視覚障害者は207人、聴覚障害者は149人の、計356名だったとされる（藤田，1982）。

一方、平成11年度の調査で受験可とされた大学の視聴覚障害学生の実際の在籍者数を見ると、平成11年度の時点で視覚障害学生が156名（うち全盲52名）、聴覚障害学生が343名（うち全ろう30名）の、計499名である。ちなみに、1995年から1年間、アメリカのカリフォルニア大学バークレー校に在籍していた視覚障害学生数は25名、聴覚障害学生数は18名であり、1校で日本全体の1割近くの視聴覚障害学生が在籍していたことになる（定藤，1998）。このことから、日本の大学の視聴覚障害学生の受け入れが著しく少ないことがわかる。

3.3 疑問点と今後の課題

上記の入学者数と在学者数を比較して、次のような疑問を抱いた。平成11年度の総在籍者数の499名は86.35%の4年生大学の在籍者数であり、昭和54年度の総入学者数356名には630校の4年生大学に加えて585校の短大の入学者数も含まれているため、両者を直接比較することはできないが、単純に前者を100%にし（578名）、後者から短大の割合に相当する分を差し引いても（185名）、在籍者数は入学者数の4倍に到底及ばない。

最近の調査データが入手できなかったことや、在籍者数と入学者数という指標の違いがあることから、あくまでも参考に留められたいが、ここには、1. 視聴覚障害者の多くが4年生大学ではなく短大に進学している、あるいは、2. 視聴覚障害者学生が学業を継続するのはかなり困難である、のいずれかの可能性が潜んでいると考えられる。

いずれにしても、今後は障害のある学生の様々な実態調査が毎年行われ、その情報が公開されることを望みたい。そうすれば、視聴覚障害学生の正確な入学者数と在籍者数などが把握でき、彼らの入学後の動向や問題点なども明らかになり、今後の教育環境改善の必要性や焦点がより明確になるはずである。

4. 調査

日本ではまだ、障害者の入学を認めた大学の多くが、実際に障害者が入学してはじめて学

内施設や設備の問題点を具体的に認識し、既成の建物を改修するなどして、障害者への対応を行っているのが現状である（藤田，1982）。平成12年度に信州大学に肢体不自由な学生が入学した際も、入学してはじめて具体的な問題が次々と明らかになり、改修や補修に著しく時間がかかり、間に合わないものも多かった（水野，2001）。

信州大学には、聴覚に若干障害のある学生は入学・在籍していたことがあるが、障害の程度は軽かったし、また、視覚障害学生を受け入れたことはない。しかし、大学入試センターの障害者のための様々な取り組み（水野，2001）や福祉の発展を考えると、今後こうした学生の入学者数は今後増大すると考えられる。また、先述したように、平成12年度の肢体不自由な学生に対する対応は遅れがちであった。これらのことから考えても、こうした学生がキャンパス内外で学業生活・日常生活をおくる上で問題点を事前に見出し、心構えをしたり対策を考えておくことは、極めて有用であり重要だと考えた。

そこで本研究では、キャンパス内外で視覚障害学生と聴覚障害学生が学業生活・日常生活をおくる上で困難だと考えられる点について、彼らと同じ生活をおくるであろう一般学生に対して問う調査を行った。

4.1 方法

被験者 大学1年生 97名。

質問紙・手続き 心理学系の講義の、「障害児心理学」をトピックにした日の最後に質問紙を配布し、(1) 大学生活、(2) 日常生活、で、視覚障害学生、聴覚障害学生の各々が困難を感じるであろう問題点を、自由記述形式で回答してもらった。

4.2 結果と考察

ほとんどの被験者が、各項で複数の問題点を指摘した。留意すべきは、回答者数の多かった項目も重要だが、回答者数の少なかった項目も、見落としがちで、極めて重要な項目ばかりだったことである。

そこで、これ以下では、重複を許してカウントした結果を報告するとともに、回答数にかかわらず、重要だと思われる項目について考察を行った。

4.2.1 大学生活上の問題点

(1) 視覚障害学生

結果を Fig. 2に示す。上述したように、すべての項目が大変重要なもので、本来は、個々の項目を参考にして頂きたいが、ここでは、全体の傾向がわかるよう、カテゴリー化して解説する。

① 講義関係 「読むこと」については、1. 掲示板、2. 黒板、6. スライド・スクリーン、7. 教科書、9. 参考書、27. プリント、が読めない、そして、17. 図書館が利用できない、といった問題が指摘されており、教科書や講義資料を聴覚化したり、点字資料を作成するなどの対策が必要であることがわかる。ただ、41に挙げられているように、現時点では、点訳を依頼できるようなところがない。教官側も学生側も、事前準備だけでなく、突発的に資料を点字翻訳する必要が生じるであろうことは明らかであり、こうした依頼ができるような機関・施設、あるいは、ボランティアを確保しておくことが大切である。また、最近

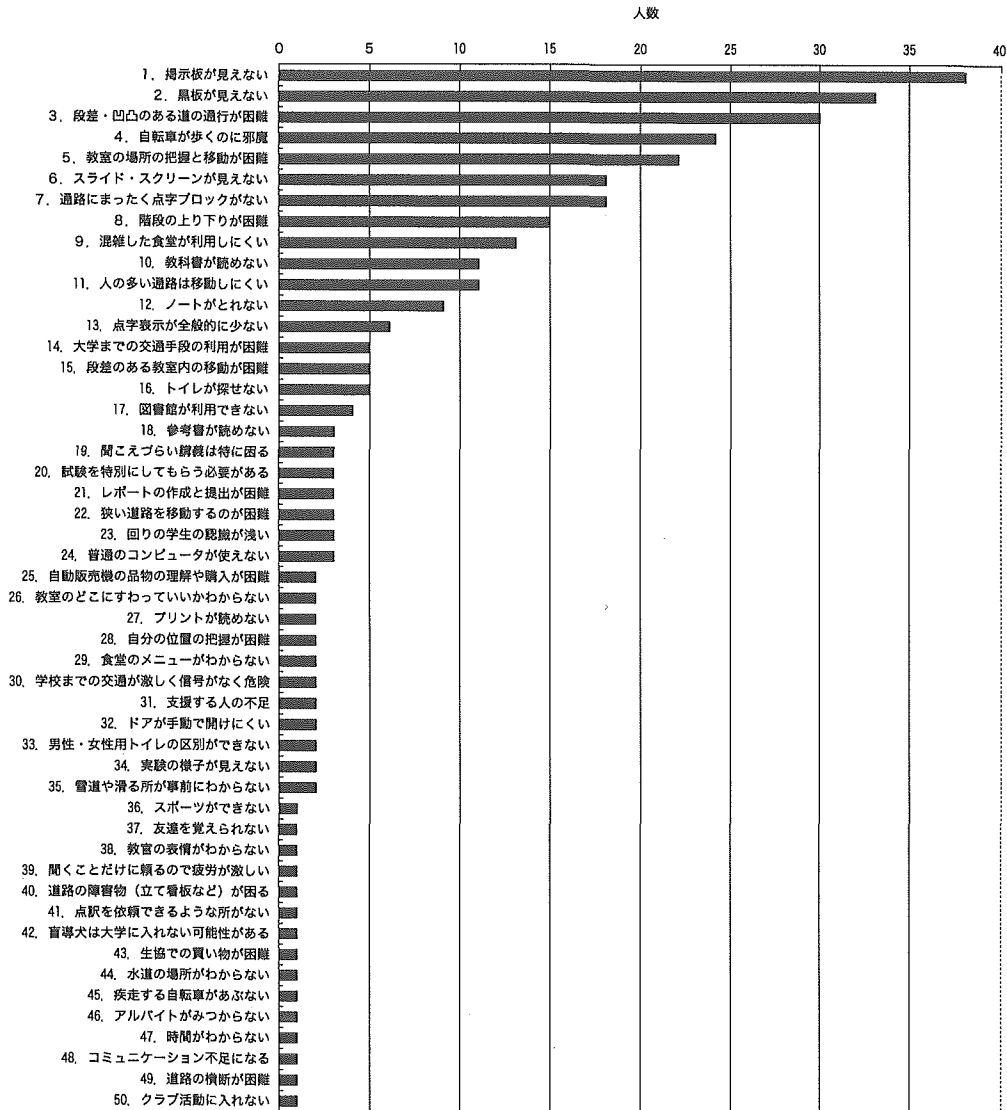


Fig. 2 視覚障害学生が大学生活で困ること

では、パソコンのファイルの文字を読み上げてくれる音声化ソフトも多く市販されており、その性能もかなり向上してきた。よって、こうしたソフトを斡旋したり、購入を援助したりする支援や、また、種々の資料をこうしたソフトでの音声化が可能な形式のファイルにしてWebなどで提供するといった配慮も必要となろう。

「書くこと」については、20. 試験, 21. レポートよりもむしろ、12. ノートがとれないという指摘が多かった。試験は事前に点字問題を用意できるし、レポートは音声入力ワープロで作成したり、それを点字プリンタで出力・構成したりするなど、様々な方策が考え得るが、講義中にノートをとるのは非常に困難である。この問題に対処するためには、講義をテープに保存して、後に必要な箇所をまとめるといったことが、どうしても必要となる。大学

としては、講義の様子を工学部のインターネット大学院で利用しているようなVOD (Video On Demand) システムに保存してこうした学生に提供し、テープ起こしなどに役立ててもらおうといった支援についても積極的に考えるべきであろう。

「実習関係」については、24. 普通のコンピュータが使えない、34. 実験の様子が見えない、36. スポーツができない、ことが指摘された。24については、視覚障害者が使用できるコンピュータを支給したり、設置したり、あるいは、購入を援助するなど、何らかの形で支援が必要である。34、36については、できる限り視覚障害者も参加できるような工夫が必要である。

その他、19. 聞こえづらい講義は特に困る、38. 教官の表情がわからない、39. 聞くことだけに頼るので疲労が激しい、などの指摘があり、こうした点についても、教官側の配慮が望まれる。

② 移動 キャンパス内については、3、8、15の段差、4、9、11、40、45の人混みや自転車などの障害物の問題が多く指摘され、他にも、22. 狭い通路や35. 雪道や滑りやすい箇所がわからない、等、通路の問題が指摘された。また、通路だけでなく場所が把握できないことが移動上の障害になるという指摘も多く、5. 教室や26. 教室内の空いた席、16. トイレ、28. 自分、44. 水道、等の位置・場所がわからないことが指摘された。そして、建物内では、32. ドアが手動で開けにくい、33. 男女のトイレの区別、29. 食堂のメニューがわからない、という指摘があった。これらの問題には、まさに、7で指摘されているように、通路に点字ブロックを用意すること、13で指摘されているように、点字表示を全般的に充実すること、そして、31で指摘されているように、支援する人を確保したり、周囲の人の協力が得られるような体制づくりや教育を行うことにより、対処すべきだと考える。

通学については、14. 交通手段、30. 交通の激しさ、49. 信号、などの問題が指摘された。通学の便利な近くの学生寮に設備を整えた上で、こうした学生を入居させるのが望ましいが、そうでなくても、どのような経路なら視覚に障害があっても安全に通学できるのか、視覚障害者用の信号機の設置状況はどうか、などを、あらかじめ調査しておく必要がある。また、通学時の援助者を確保することを含めた、種々の支援策を考えておくことも重要であろう。

③ その他 回答数の少なかったその他の項目には、先述したように、見落としがちだが重要な問題が目立った。25、43、47からは、買い物したり時間を教えてもらったりといった日常的援助がどうしても必要となること、37、48、50からは、障害を持つ学生と一般学生とのコミュニケーションを促す必要があること、42からは、盲導犬を大学に受け入れるコンセンサスを得ておく必要があること、に気づかされた。また、46のアルバイトに関する指摘は、金銭的な面だけでなく、できるだけ一般学生と等しい学生生活をおくる上でも、アルバイトが学生にとっては重要であり、こうした側面でも配慮が必要であることを示唆している。

(2) 聴覚障害学生

結果を Fig. 3に示す。

① 講義関係 「聞くこと」については、1、11の教官の話、5、8の開始のチャイム・放送、6、7、14. 教官による指名・点呼、18. 他の学生の発言、19. 書く以上に細かい講義内容、などが聞こえないという講義全般での問題と、9. 英会話の授業、16. 実習・現地参観、24. VTR を用いる授業、等の、聴覚が必要な特別な講義の受講が難しいという問題

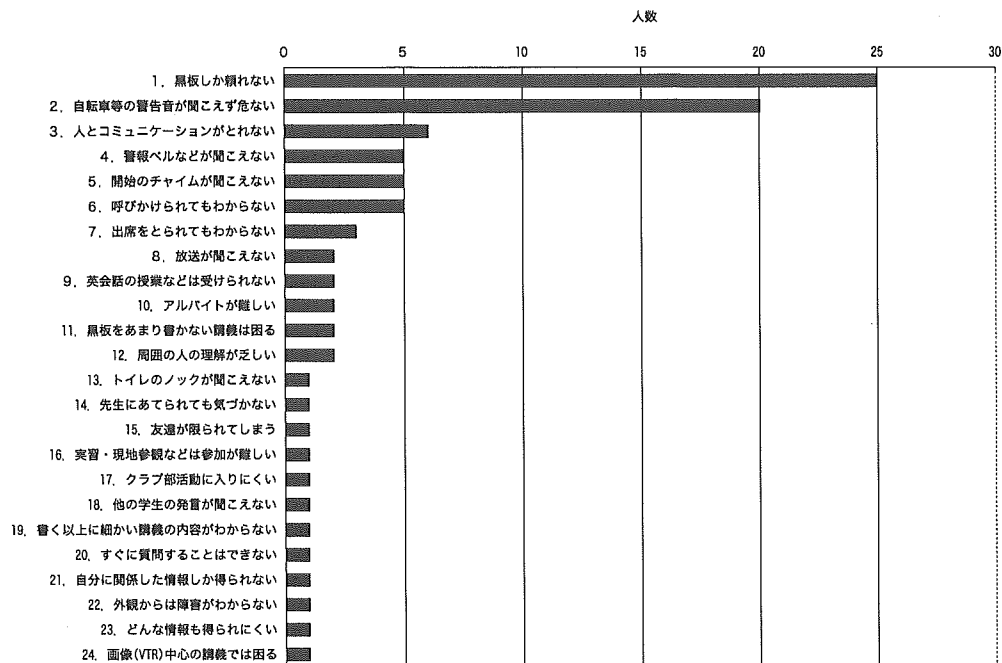


Fig. 3 聴覚障害学生が大学生活で困ること

が挙げられた。前者の講義全般の問題に対処するためには、講義内容をできるだけ正確に資料にしたり、視覚的な合図を行ったり、学生の発言や資料にない教官の発言については、極力板書するなどの配慮が必要である。後者の特殊な講義の問題に対処するためには、聴覚呈示する内容を資料化するなどの準備をしたり、実習などでは、ちょうど視覚障害学生のために点字を依頼するところを確保すべきなのと同様に、聴覚障害学生のためには、手話通訳者を依頼できることを確保すべきである。

「話すこと」については、20. すぐに質問することはできない、という、見落としがちだが貴重な指摘があった。質問なども、他の学生と全く同じように自由にできるような工夫や配慮をすることが、彼らの学業生活を継続させる重要な要因なのかもしれないと、改めて感じた。

② 友人関係 2, 15. コミュニケーション, 友人, 周囲の人の理解の不足, 21, 23. 情報の不足, 17. クラブ活動への参加の難しさ, などが挙げられた。実際、コミュニケーションという点では、聴覚障害学生の方が視覚障害学生よりはるかに難しいことが多い。学生には、聴覚障害学生への理解を深め、積極的な関わりを持つべきことを認識させるような教育を行っていきたいと考えている。

③ その他 視覚障害学生の問題でも挙げられた、10. アルバイトが難しい、という指摘がここでも挙げられた。学生にとって、やはりアルバイトは金銭面だけでなく、学生生活の重要な一部であるようだ。学生部などに理解と協力を求め、聴覚障害学生でもできるようなアルバイトを探し、あっせんすることが望ましい。また、13. トイレのノックが聞こえない、というの、精神的にはつらい問題であり、返答できないのは当然であるといった周りの理

解が必要であり、そういった認識を深める教育も必要であろう。そして、視覚障害学生と最も異なる点であり、かつ、重要なのが、聴覚障害学生の場合は22。外観からは障害がわからない、ことである。こうした人々と身近に接し、彼らに何ができないのか、何に困るのかということを経験から知ること、障害者だとわからないまま思わぬ対応を受けてもとまどうようなことがないようにすることが大切である。また、彼らと接することで、どのような援助を彼らが必要とするのかをも的確に知ることができるようになる。そういう意味でも、大学という教育の場に、障害のある学生を積極的に受け入れて一般学生とともに生活させることは、非常に意味のあることだと考える。

4.2.2 日常生活上の問題点

(1) 視覚障害学生

結果を Fig. 4に示す。これを見るとわかるように、学生は、視覚障害学生にとっては日常

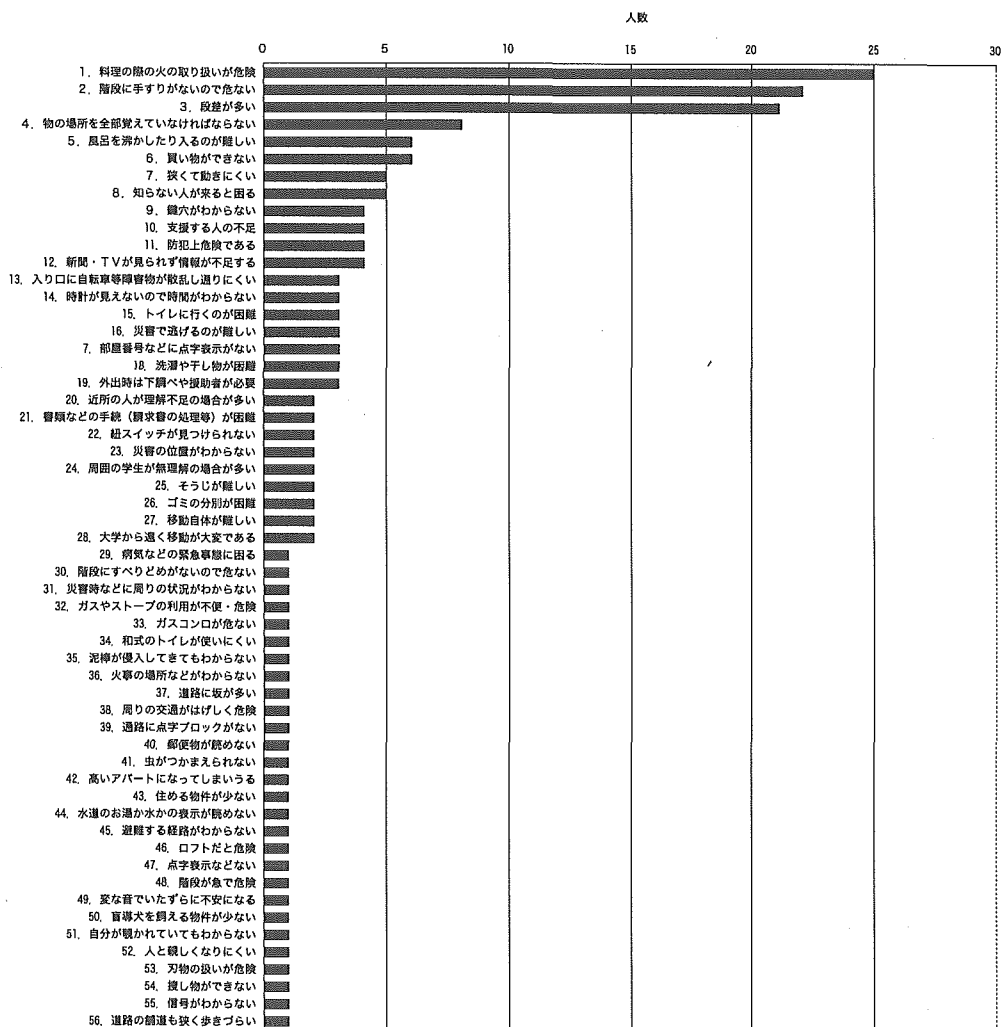


Fig. 4 視覚障害学生が日常生活で困ること

生活全般に、危険なこと、困難なこと、そして、できないことが非常にたくさんあることをよく認識している。

① 危険なこと 1, 5, 32, 33, 火の取り扱い, 2, 3, 30, 48, 階段・段差, 11, 35, 49, 51, 防犯, 16, 31, 36, 45, 災害・火事, 29, 急な病気の時, 46, ロフト, 53, 刃物の取り扱い。

② 困難なこと 6. 買い物, 8. 来客との対応, 13, 27, 28, 屋内の移動, 15, 34, トイレ (特に, 和式), 18, 洗濯・干し物, 19, 37, 38, 39, 55, 56, 外出や通学での移動, 25, 掃除, 26, ゴミの分別, 52, 人と親しくなること, 42, 43, 適当な住居を見つけること。

③ できないこと 4, 9, 17, 22, 41, 54, ものの位置を知ること, 12, TV・新聞から情報を得ること, 14, 時計を見て時間を知ること, 21, 40, 郵便物・書類などの手続 (請求書の処理等), 44, 47, 表示等を読むこと。

こうしたことに対処するためには、10で指摘されているような、援助が必要な時には声をかけられるような、支援してくれる人材を確保することがどうしても必要である。このことから考えても、やはり、視覚障害学生が設備面で配慮された学生寮に入居し、同じ寮の一般学生が彼らを援助できるような体制にすることが、最も望ましい。

(2) 聴覚障害学生

結果を Fig. 5 に示す。これらは、危険なこと、困ること、その他に分類することができる。

① 危険なこと 2. 警報, 6. 水漏れ・ガス漏れの音, 11. お湯がたぎる音, 15. 火の音, 21. 車のクラクションが聞こえないために危険であり, 22. 物音が聞こえず防犯上危険であること。

② 困ること 1. インターホン, 4. 音楽・テレビ, 5. 洗濯機・電子レンジの終了音, 6. 雨, 12. 目覚まし, 17. 風, 20. 自分の出す迷惑な音, が聞こえないこと, 加えて, 話せないために, 3. 電話, 10. 助けを呼ぶこと, 13, 14. 人や来客とのコミュニケーションなど人とのやりとり, が難しいこと。

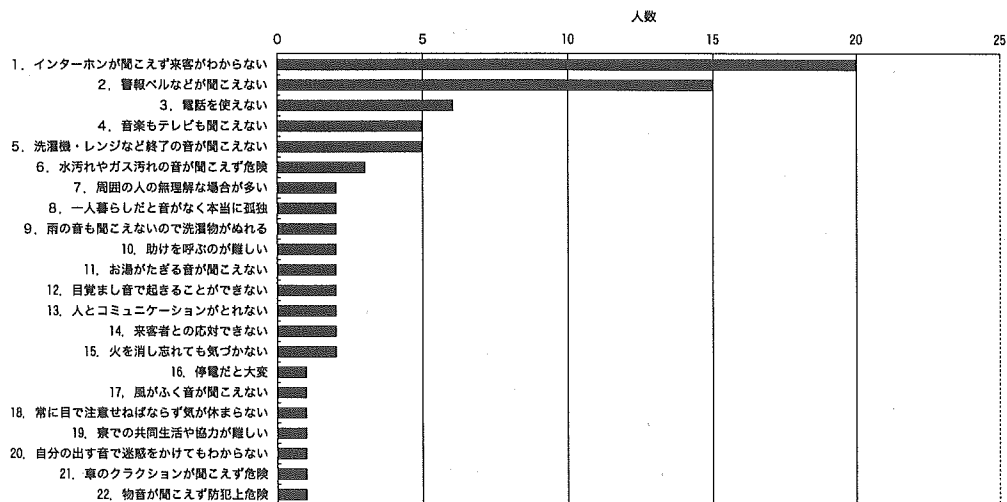


Fig. 5 聴覚障害学生が日常生活で困ること

③ その他 7, 19. 周囲の人の理解や協力を得るのが難しいこと, 8. 静けさから来るであろう孤独感, 18. 聞くことだけに頼るための心身の疲労。

こうした日常生活での問題に対処するためには、やはり、聴覚障害学生の場合も視覚障害学生の場合と同様、設備面で配慮された学生寮に一般の学生とともに入居して、彼らから危険や音を知らせてもらえるような環境で生活することが最も望ましいと考える。

5. 結 論

昨年度の肢体不自由な学生の学業生活・日常生活の問題調査報告に引き続き、本年度は、視覚障害及び聴覚障害の学生の同様の問題点についての調査結果を報告し、個々の問題への対応策を考察した。

彼らと同じ環境で学習し、生活するであろう同輩の指摘した数多くの問題点は、皆、極めて確で、示唆に富むものばかりであった。今後は、こうした意見も参考にして、様々な心構えや対策を考えておく必要があるだろう。

最後に、今回は指摘されなかった、より巨視的な、大学側・運営側から見て必要であり、有効だと考えられるような対策や組織・体制作りについて述べ、締めくくりとする。

5.1 相談窓口と情報ネットワークの設置

平成12年度から大学内に設けられたセクシャル・ハラスメント相談ネットワークのように、ある程度の専門的知識を有する教官や事務官が障害者からの相談を受け付け、相互に情報をやりとりして問題を解決することができるような、ネットワークや窓口の整備が必要である。そして、これには、疾病・事故などの緊急時の連絡ネットワークを含めることを忘れてはならない。また、障害のある学生の身近にいるような、ボランティア学生との連携も考慮すべきである。

5.2 専門家による障害の実態把握と必要施設・設備の整備

障害の程度や、場合によっては症状の進行などを、的確に把握できる専門家に会える体制づくりがまず必要である。その上で、そうした専門家と心理学、環境設計学、人間工学等の専門家が、障害のある学生に応じた適切な施設・設備を考慮し、準備できるような組織的体制作りが必要である。

5.3 教育支援体制の確立

これには学生自身に対するものだけでなく、教官に対するものも含めて考える必要がある。学生自身に対するものとしては、複数の同輩学生によるボランティア支援ネットワークの完備、点字化依頼先の確保、手話通訳者の依頼先の確保、そして、近年益々充実してきた、コンピュータ関係の支援ツールの種類や使用方法についてアドバイス・援助できるような体制づくりが必要である。教官に対しても、試験や教材の点字化や実習等で手話通訳を依頼できる先を確保する必要がある。また、学生が使用する支援ツールに関する情報を与えてくれるような体制が必要である。なぜなら、例えば文字を音声化するツールなどは、教材や資料が

テキスト・ファイル化されていたり、特定のワープロ・ソフトで作成されている必要があるが、教官がそれを知らなければ、用意した教材をソフトで読み込めないといった問題が生じるからである。そのためには、受け入れ側の教官が自主的に参加できる研修会などを大学側が開催するような取り組みも、積極的に行うべきであろう。

5.4 啓発活動の実施

教官、事務員、学生、そして、地域社会のすべての人々の、障害者の現状と問題点に関する深い理解が必要である。そのためには、全教職員・学生だけでなく、一般市民も参加できるようなシンポジウムなどを障害のある学生とともに開催し、現状や問題点について、ともに考え、討論するような場を設ける必要がある。

5.5 就職支援組織の充実

障害のある学生が、一般学生と同様に社会に出て活躍できるよう、就職情報を収集したり、企業に働きかけるような組織が必要である。これを実現するためには、地域社会との連携が不可欠であり、上述の啓発活動も、彼らの社会進出を推進する一助となるはずである。

文 献

大学入試センター（1996） 大学入試センター年報。

大学入試センター（1999） 大学入試センター年報。

藤田和弘（1982） 大学における身体障害学生の受入れについて リハビリテーション研究，40，22-28。

福祉士養成講座編集委員会（1989） 社会福祉士養成講座11，心理学 中央法規出版。

厚生省障害保険福祉部（1999） 平成8年身体障害者実態調査及び身体障害児実態調査の概要について 厚生省。

水野りか（2001） 身体障害者のためのバリア・フリーな教育環境を目指して—現状・問題点とインターネットによる情報提供の試み— 信州大学教育システム研究開発センター紀要，7，75-89。

定藤丈弘（1998） カリフォルニア大学パークレー校障害者学生サポートセンターは—障害者の高等教育機会の平等を考える— 月刊「ノーマライゼーション 障害者の福祉」（日本障害者リハビリテーション協会），198，52-57。

わかこま自立生活情報室（2000） 大学案内2000障害者版 障害者団体定期刊行物協会。